令和4年10月1日以後適用

掛金

（単位：千分率）

区分		特別職	一般	船員	組合役職員	職員団体	継続長期	任継組合員	後期高齢者
短期	掛金	46.60	46.60	44.43	46.60	46.60		93.20	※3 4.05
	福祉事業掛金	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	—	—	
	短期計	48.01	48.01	45.84	48.01	48.01	—	93.20	4.05
介護	掛金 ※1	8.82	8.82	8.82	8.82	8.82	—	17.64	—
厚生年金保険	保険料 ※2	91.50	91.50	91.50	91.50	91.50	91.50	—	—
退職等年金	掛金	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	—	7.5

※1　介護掛金は，40歳以上65歳未満の組合員が対象です。

※2　厚生年金保険料は，183.00であり，事業主と被保険者で折半となります。（組合員が70歳に達すると厚生年金保険の資格を喪失）

※3　短期給付は後期高齢者医療制度により行われますが，雇用保険に相当する育児休業手当金及び介護休業金は受益があるため，
その部分に相当する掛金を徴収します。